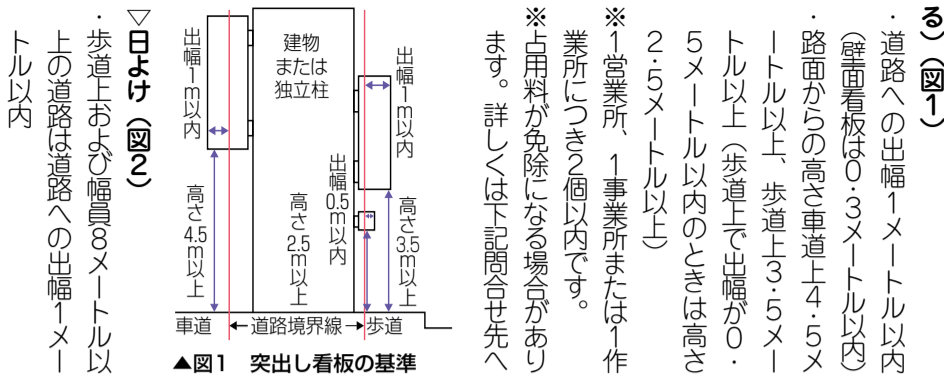


その看板、道路に出ていませんか

道路は歩行者や車両が通行するためには設けられています。安全のためにも、路上に商品や看板等を置かないでください。



道路は歩行者や車両が通行するためには設けられています。安全のためにも、路上に商品や看板等を置かないでください。



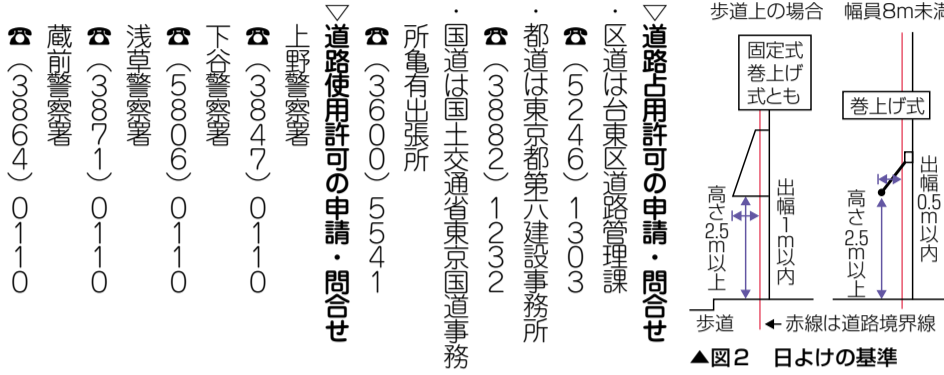
▲図1 突出し看板の基準

広告塔・広告板等の掲出には「屋外広告物許可」が必要です

屋外広告物とは(図3)「常に一定の期間継続して」屋外で公衆に表示される「看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの」をさします。沿道から見える広告物であれば、敷地内にあるものも対象です。



▲図3 屋外広告物



▲図2 日よけの基準

道路使用許可の申請・問合せ 上野警察署 (3847) 0110 浅草警察署 (5806) 0110 蔵前警察署 (3871) 0110 (3864) 0110

社会福祉協議会をご利用ください
社会福祉協議会は、地域で暮らす皆さんや民生・児童委員、福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等と連携・協働のもと、地域のネットワークづくり、在宅サービス、ボランティア活動等の支援を通して誰もが安心して暮らせるまちづくりを行っています。

高齢者、障害者に関すること
●家事介護サービス(会員制) 協力会員(有償ボランティア)が日常生活のお手伝いをします。
●身の回り応援サービス 協力会員(有償ボランティア)が30分以内でできる、専門性のないちょっとした困りごとをお手伝いします。
●配食サービス(会員制)
●紙おむつの支給(利用条件あり)
●訪問理美容券の支給(利用条件あり)
●住宅用火災警報器の設置助成(利用条件あり)

お金に関すること
●生活福祉資金(福祉資金) 日常生活を送る上で、出産・葬儀・住居の移転・住宅改修等、一時的に必要な資金の貸付の相談を受けています。
●生活福祉資金(緊急小口資金) 貸付対象理由により、緊急かつ一時的に困窮している世帯への貸付の相談を受けています。
●不動産担保型生活資金(高齢者対象) 65歳以上のひとり暮らしか夫婦のみの世帯に対し、現在お住まいの土地・建物を担保にした生活費の貸付の相談を受けています。

申込み・問合せ
台東区社会福祉協議会
庶務係 ☎ (5828) 7545
生活支援室 ☎ (5828) 7547
地域福祉コーディネーター ☎ (5828) 7556
はつらつサービス ☎ (5828) 7541
台東区ファミリー・サポート・センター ☎ (5828) 7548
台東ボランティア・地域活動サポートセンター ☎ (3847) 7065
権利擁護センター「あんしん台東」 ☎ (5828) 7507

子供に関すること
●ファミリー・サポート・センター(会員制) 提供会員(有償ボランティア)が、提供会員宅での子供の預かりや保育施設等への送迎等、子育てを支援します。
●お泊りサポート(会員制・利用条件あり) 提供会員の自宅で、子供を宿泊預かりします。
●子育て家庭家事援助利用券(利用条件あり) 乳幼児を育てる家庭に、ホームヘルパー費用の一部を助成します。
●生活福祉資金(教育支援資金) 高校・大学・短大・専門学校の入学金、学費の貸付の相談を受けています。
●受験生チャレンジ資金(塾代・受験代) 中学3年生、高校3年生などの受験にかかる塾受講料と受験料の貸付の相談を受けています。

ボランティア・地域活動に関すること
●ボランティア情報の提供
●ボランティア保険・行事保険のご案内
●福祉学習・ボランティア体験学習の支援
●地域で活動する団体への支援
●ファミリー・サポート・センター「提供会員」 提供会員宅・児童関係施設等での子供の預かりや保育施設等への送迎など、育児の手助けができる有償ボランティアを募集しています。
●はつらつサービス協力会員 高齢者・障害者のお手伝いを行う有償ボランティアを募集しています。はつらつサービスの活動には、ボランティアポイントが付きます。
●地域福祉権利擁護事業「生活支援員」 判断能力が十分でない方への援助等を行う生活支援員を募集しています(年2回)。

地域福祉コーディネーター
福祉課題を抱えている方が孤立しないよう、地域で支え合う仕組みを皆さんと考え、問題解決に向けて取り組んでいきます。ちょっとしたことでも気になることがあればご相談ください。

社会福祉協議会会員募集
会員の種類・年会費(1口) 個人・1,000円 団体・2,000円 特別・10,000円
申込み・問合せ 庶務係またはお近くの民生委員